



回覧印座



建災防だより 3月号

令和8年3月1日
 建設業労働災害防止協会香川支部
 〒760-0026 高松市磨屋町6-4
 TEL: 087-821-5243 FAX: 087-821-5229

Eメール: info@kensaibou-kagawa.jp

ホームページ: <https://kensaibou-kagawa.jp>

検索方法: 建災防香川 (けんさいぼうかがわ)



ホームページ
はこちら

※ **年度末**は、公共工事等多くの工事が完工時期を迎えて**繁忙期**となり、**注意力**が低下しやすい時期であります。**会社と作業所の連携**を取って頂き、7年度の無災害を達成しましょう。また、昨年**熱中症**で**死亡災害**が発生しています。今から**体制整備の準備**をお願いします。

主な内容

- ◎令和8年度、建災防香川支部**会員研修会**の日程について (ご案内)
- ◎ 建設業**年度末労働災害防止強調月間**実施要領について
- ◎ **出張**マスクフィットテストのご案内 (**測定器**を持って伺います)
- ◎ 建設業における**労働災害**の発生状況について (R7年1月~12月速報値)
- ◎ **50人未満の事業場**における**ストレスチェック**の実施について
- ◎ **安全衛生管理体制**を整備しましょう
- ◎ 「**リスク管理マニュアル**」を使用しましょう
- ◎ **全国建設業労働災害防止大会 in 新潟**
- ◎ 2026年1月から「**下請法**」は「**取適法**」へ
- ◎ みんなで防ごう**熱中症** 早めの備えをみんなで実施

◎. 令和8年度、建災防香川支部 会員研修会の日程について

会員研修会を次の日程で実施します。労働基準監督署による労働行政の伝達、土木事務所並びに土地改良事務所からは、管内での公共工事と現場の安全管理についての話をして頂きます。また、会員になりますと国・県・各市町村（全てではありません）から状況に応じて加点がもらえます。尚、本研修会はCPDS・CPDのユニット取得の対象講習にしております。様々な安全資料をお配りしています。ぜひご参加ください。どの場所でも構いませんので、申し込みの時に記入ください。

令和8年度

◆建災防香川支部会員研修会日程表

	地区	開催月日	開催時刻	場 所
1	西讃	4月10日（金）	午後1時30分	ハイスタッフホール （観音寺市民会館）小ホール （観音寺市観音寺町甲 1186-2）
2	中讃	4月14日（火）	午後1時30分	丸亀市綾歌総合文化会館アイレックス 大ホール （丸亀市綾歌町栗熊西 1680）
3	高松	4月17日（金）	午後1時30分	サンメッセ香川 2階ホール （高松市林町 2217-1）
4	長尾	4月21日（火）	午後1時30分	長尾地区建設会館 （さぬき市長尾東 1123-2）
5	小豆	4月24日（金）	午後1時30分	小豆島建設会館 （小豆郡土庄町上庄 1954-3）

◎. R7年度、建設業年度末労働災害防止強調月間実施要領について

昭和43年8月16日第三種郵便物承認・令和8年2月1日発行・「建設の安全」号

令和7年度

建設業年度末労働災害防止強調月間実施要領

本月間 令和8年3月1日～3月31日

主唱 建設業労働災害防止協会

後援 厚生労働省、国土交通省

会長メッセージ

令和7年度の「建設業年度末労働災害防止強調月間」を迎えるに当たり、ご挨拶を申し上げます。建設業における労働災害は、会員各位をはじめとする関係者の熱心な日々の労働災害防止活動により長期的に減少傾向にあります。令和7年11月の労働災害発生状況の速報値では、建設業における死亡災害は179人となり、前年同期に比べて28人減少しているものの、全産業に占める割合は31.6%と依然として高い状況にあります。休業4日以上死傷災害は11,184人で、前年同期比5.1%の減少となっております。

特に建設業の労働災害で最も多発している墜落・転落災害については、依然として死亡災害の約4割、死傷災害の約3割を占めており、なお一層の取組が求められます。

建設業が「憧れの産業」として、今後も安定的に発展し、社会に貢献していくためにも、建設工事に従事するすべての方々が、生産性が高く安全で安心して働くことのできる魅力ある職場環境づくりは非常に重要です。

当協会といたしましても、令和5年度からスタートした「第9次建設業労働災害防止5か年計画」の目標達成に向けて、労働災害のリスク低減に向けた店社及び現場でのリスクアセスメントとその結果に基づく対策の確実な実施、「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）」の導入・定着、各種安全衛生教育の実施など、実効性のある事業を積極的に推進してまいりますので、関係各位の更なるご協力をお願い申し上げます。

これから迎える年度末は、多くの建設工事が竣工の時期を迎え、作業の輻輳による労働災害の増加が懸念されることから、当協会では、3月1日から31日までの間を「建設業年度末労働災害防止強調月間」と定め、協会及び会員各位が取り組むべき事項をまとめた本実施要領を策定いたしました。

会員各位におかれましては、無事故・無災害で新年度を迎えられますよう、経営トップのリーダーシップの下、関係者及び店社と作業所が一体となって、労働災害防止活動を積極的に展開されますようお願い申し上げます。

令和8年2月

建設業労働災害防止協会
会長 今井 雅則



No.1 森 香澄
コードNo.760401

◎. **法律**で決められたマスクフィットテストを**出張**してお手伝いします。**(1回/年**行う必要があります)

出張定量的マスクフィットテスト実施のご案内

労働安全衛生規則等の一部改正で、事業者は面体を有する呼吸用保護具を使用させる場合には、**1年に1回 マスクフィットテスト**を行わなければなりません。

該当する作業場としては、次の場所があります。

- ① **金属アーク溶接等を屋内で継続的に使用する作業場**（令和4年4月1日～）
- ② **第3管理区分に該当する作業場**（令和6年4月1日～）
- ③ **リスクアセスメントに基づく低減措置としてマスクを使用させる事業場**（令和6年4月1日～）

建災防香川支部では、マスクフィットテスト実施者養成講習を行っていますが、今回、新たにマスク使用者への**定量的マスクフィットテスト**を出張制で行うことになりました。費用（税込）としては次のとおりです。

受講者数 (最低補償 10人)	1人あたり料金	不合格の場合の再テスト (1人1回につき)
10人まで	8,000円	3,000円
1人増えるごとに	5,000円	

- ※ マスクフィットテストで使用するマスク及び取替式マスクのフィットテスト用アダプターは貴社でご用意ください。（全面型は対象外となります）
- ※ 貴社で常時使用しているマスクの品番等をお知らせください。
- ※ マスクフィットテスト結果報告書は後日になりますが貴社にお送りいたします。
- ※ 交通費は実費をお願いいたします。
- ※ **平日の夕方、休日の対応も可能**ですが、費用については割り増し料金（10%）となります。
- ※ マスクフィットテスト実施会場と備品及び、講師用駐車場は貴社でご用意願います。
- ※ 詳細につきましては、下記へお問い合わせください。



定量的マスクフィットテスト実施状況

■ お問い合わせ先 ■

建設業労働災害防止協会香川支部

〒760-0026 高松市磨屋町 6-4 香川県建設会館 3F

Tel : 087-821-5243 fax : 087-821-5229

ホームページ : <https://kensaibou-kagawa.jp>



ホームページはこちらから

◎. 建設業における労働災害の発生状況について (R7年1月～12月速報値)

<令和7年12月末の全国の労働災害>

- ・全産業の死亡者数・・・634人（前年同期比 ▲40人）
- ・建設業の死亡者数・・・206人（前年同期比 ▲12人）
- ・全産業の休業4日以上死傷者数・・・121,463人（前年同期比 ▲1,349人）
- ・建設業の休業4日以上死傷者数・・・12,335人（前年同期比 ▲440人）

<令和7年12月末の香川県の労働災害>

- ・全産業の死亡者数・・・11人（前年同期比 +1人、）
- ・建設業の死亡者数・・・**3人**（前年同期比 +1人、）
- ・全産業の休業4日以上死傷者数・・・1,216人（前年同期比 ▲152人）
- ・建設業の休業4日以上死傷者数・・・124人（前年同期比 ▲2人）

※香川県の建設業の死亡災害は3件で、感電1件・蜂刺され1件・熱中症1件です。なお、熱中症による死亡は、全産業では2件です。今年も早めの準備をお願いします。

◎. 50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施について

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている**常用労働者数50人未満の事業場**においても**ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。**

(令和7年5月公布、令和10年5月施行)

50人未満の事業場におけるストレスチェックの実施		
	50人以上の事業場 産業医選任（義務）	50人未満の事業場
ストレスチェック	産業医又は外部委託 外部委託の場合、1人当たり数百円から千円程度（※）	労働者のプライバシー保護の観点から、原則、 外部委託を推奨 外部委託 1人当たり数百円から千円程度（※）
医師の面接指導	産業医又は外部委託 外部委託の場合、高ストレス者1人当たり2万円程度（※）	全国350の 地域産業保健センター の体制を強化、登録産業医が面接指導を 無料で実施
監督署への報告	実施結果の報告義務	監督署への報告義務は課さない

50人未満の事業場に即した、労働者のプライバシーが保護され、現実的で実効性のある実施体制・実施方法について**マニュアルを作成**

50人未満の事業場の負担等に配慮し、**施行までの十分な準備期間を確保（公布後3年以内）**

(※) 厚生労働省が、ストレスチェック関連サービスを提供する健診機関等の外部機関を対象に実施したアンケート調査結果（令和6年）

◎. 安全衛生管理体制を整備しましょう

- ・ 安衛法では **10人以上50人未満の会社**は安全衛生管理を担当する者の選任（安全衛生推進者）が**義務**づけられています。

労働安全衛生法に基づく

安全衛生管理体制を整備しましょう！

労働安全衛生法では、所在地が異なる事業場を一つの適用単位として、本社、工場、支店、事務所、営業所、店舗等の事業場の業種、規模等に応じて、**総括安全衛生管理者**、**安全管理者**、**衛生管理者**、**産業医**、**安全衛生推進者**の選任が義務付けられています。

〔管理体制〕	総括安全衛生管理者	安全管理者	衛生管理者	産業医	安全衛生推進者
規模（人）	100人～	50人～	50人～	50人～	10～49人
選任期限	選任すべき事由が生じた日から 14日以内				
報告・周知	遅滞なく所轄労働基準監督署長へ 報告書 を提出				関係者に 周知
巡視の頻度	—	周期なし	毎週1回	原則毎月1回	—
専属	—	原則必要		一定規模で必要	原則必要
専任	—	300人以上で必要	1,000人以上で必要	—	—
資格	事業実施を統括管理する者	研修修了+学歴&実務	免許	医師であって研修修了者など	登録講習修了者
行政関係	都道府県労働局長の勧告	労働基準監督署長の増員・解任命令		—	—

◎ **安全衛生推進者** 労働安全衛生法第12条の2（安衛則第12条の3等）

1. 選任の基準： 常時使用する自社の労働者の数が**10人以上50人未満の事業場**
2. 資格要件：
 - ① 安全衛生推進者養成講習・衛生推進者養成講習を修了した者
 - ② 学校教育法による大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後1年以上の安全衛生の実務に従事した経験を有する者
 - ③ 学校教育法による高等学校を卒業した者で、その後3年以上の安全衛生の実務に従事した経験を有する者
 - ④ 5年以上の安全衛生の実務に従事した経験を有する者
 - ⑤ 安全管理者及び衛生管理者・労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントの資格を有する者
3. 職務
 - ① 施設、設備等（安全装置、労働衛生関係設備、保護具等を含む）の点検及び使用状況の確認並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関する事
 - ② 作業環境の点検（作業環境測定を含む）及び作業方法の点検並びにこれらの結果に基づく必要な措置に関する事
 - ③ 健康診断及び健康の保持増進のための措置に関する事
 - ④ 安全衛生教育に関する事
 - ⑤ 異常な事態における応急措置に関する事
 - ⑥ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関する事
 - ⑦ 安全衛生情報の収集及び労働災害、疾病・休業等の総計の作成に関する事
 - ⑧ 関係行政機関に対する安全衛生に係る各種報告、届出等に関する事
4. 周知
安全衛生推進者等を選任した時は、当該安全衛生推進者等の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示する等により関係労働者に周知を行うこととなっています。



安全衛生推進者

 建設業労働災害防止協会香川支部

〒760-0026 香川県高松市磨屋町6-4 香川県建設会館3階
TEL 087-821-5243 FAX 087-821-5229

◎ 「リスク管理マニュアル」を使用しましょう。

化学物資を取り扱う皆様へ

※セメントも化学物質です

化学物質のリスクアセスメントとして

「リスク管理マニュアル」を使用しましょう！

建設作業等の毎回異なる環境で作業を行う場合は、典型的な作業を洗い出し、あらかじめ当該作業において**作業者がばく露される物質の濃度を測定**しておき、その測定結果に基づき換気及び呼吸用保護具の使用等を行うことを定めた**マニュアル等**を作成し、**マニュアル等**に従い作業することで、作業ごとに**作業者がばく露される物質の濃度を測定**することなく、当該作業におけるリスクアセスメントを実施することができます。

また、当該マニュアル等に定められた措置を適切に実施することで、作業者のばく露の程度を最小限度とすることを含めたリスク低減措置を実施することができます。

マニュアル使用＝リスクアセスメントと対策実施

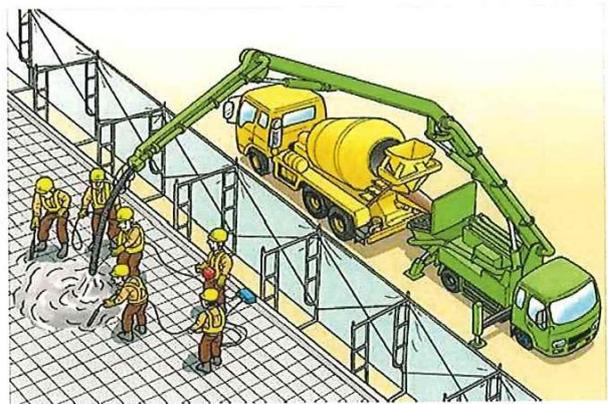
上記のことから、建設業労働災害防止協会では、

- ① 建設現場の労働者のばく露濃度（GHS対象物質）の測定・分析
- ② ばく露濃度の分析の評価
- ③ 有効なばく露濃度低減措置の検討

を行い、以下の典型的な作業について建災防版『リスク管理マニュアル』を作成しました。

建築（7種）

- ① セメント系粉体取扱い作業
- ② コンクリートを使用する作業
- ③ ドア塗装等有機溶剤取扱い作業
- ④ 防水等有機溶剤取扱い作業
- ⑤ シーリング等有機溶剤取扱い作業
- ⑥ 接着（長尺シート等）作業
- ⑦ 外壁塗装作業



土木（4種）

- ① 開削のうち防水工事 底部プライマー塗布作業・防水材スプレーガン吹付作業
- ② シールド工事 セグメントシール貼付け有機溶剤取扱作業
- ③ シールド工事 シールドマシン掘進作業及びセグメント運搬作業
- ③ アスファルト舗装工事 乳剤散布・アスファルト混合物敷設作業

活用にあたっては次のメリットがあります。

- ① 作業ごとに作業者がばく露される物質の濃度を測定することなく、その作業におけるリスクアセスメントを実施できる。
- ② 定められた措置を適切に実施することで、その作業においてリスク低減措置を実施できる。

◎ 全国建設業労働災害防止大会 in 新潟

建設業における安全衛生意識の高揚と管理ノウハウの共有を目的として「全国建設業労働災害防止大会」が新潟県で開催されます。表彰や特別講演、好事例発表のほか、安全衛生保護具等の展示会も行われます。

大会参加券（10,000円）は9月より香川支部でも販売しております。ぜひご参加ください

第63回

全国建設業 労働災害防止大会

新潟



開催日

2026年 10月

総合集会 | 初日

8(木) 朱鷺メッセ

展示ホールA

専門部会 | 2日目

9(金) 朱鷺メッセ

国際会議室ほか

第63回新潟大会の研究論文を募集中です。
詳しくは下記の
全国大会ホームページを
ご確認ください。

安全衛生
保護具等展示会
入場無料・同時開催



8日(木)・9日(金)
朱鷺メッセ
展示ホールB

現地開催とオンデマンド配信を組み合わせた **ハイブリッド開催**

主 催：建設業労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会新潟県支部
開催主協力支部：建設業労働災害防止協会茨城県支部、栃木県支部、群馬県支部、
埼玉県支部、千葉県支部、東京都支部、神奈川支部、山梨県支部、長野県支部

全国大会に関する
問い合わせ先

建災防本部業務部
電話：03-3453-8202

全国大会
ホームページ



◎ 2026年1月から「下請法」は「取適法」へ

2026年1月から「下請法」は「取適法」へ！

下請法の改正法が2026年1月1日に施行され、
規制内容の追加や規制対象の拡大がなされるとともに、
法律名も変更されます（新通称：「取適法（とりてきほう）」）

建設工事の建物や土木構造物を完成させるための工事請負（工事の再委託）は、基本的に「建設業法」の領域であり原則として「取適法」の対象外ですが、同じ建設業でも、委託の内容によっては「取適法」が適用されることとなります。

※ 建設業において、例えば以下のような委託は「取適法」の対象になり得ます。

- * 資材、部材、プレハブ等の製造委託
- * 設計図、施工図、BIMモデル等の情報成果物再作委託
- * 測量、調査、警備員、現場管理補助、各種BPO等の役務提供委託
- * 2026年から新設される特定運送委託

改正事項

法律の題名・用語の変更



適用対象の拡大

- **適用基準に「従業員基準」を追加**
従来の資本金基準に加え、従業員基準（300人、100人）が追加され、規制及び保護の対象が拡充されます
- **対象取引に「特定運送委託」を追加**
適用対象となる取引に、製造等の目的物の引渡しに必要な運送の委託が追加されます

禁止行為の追加

- **「協議に応じない一方的な代金決定」を禁止**
代金に関する協議に応じないことや、必要な説明を行わないことなど、一方的な代金決定が禁止されます
- **「手形払」等を禁止**
手形払が禁止されるとともに、その他の支払手段（電子記録債権等）についても、支払期日までに代金相当額満額を得ることが困難なものが禁止されます

面的執行の強化

- **事業所管省庁に指導・助言権限を付与**
事業所管省庁において、指導及び助言ができるようになるほか、報復措置の禁止に係る情報提供先にも事業所管省庁が追加されます

◎ みんなで防ごう**熱中症** 早めの備えをみんなで実施

令和7年6月1日より、労働安全衛生規則が改正され、職場の熱中症対策が義務化されました。

自然災害からの復旧・復興工事安全衛生確保支援事業

早めの備えを みんなで実施!

みんなで防ごう 熱中症



令和7年6月1日より 労働安全衛生規則が改正され、
職場の熱中症対策が**義務化**されました。



自然災害からの復旧・復興工事や防災・減災工事に従事する各管理者及び作業員の方については、その作業環境を踏まえて、熱中症の予防に十分配慮しましょう。
安全衛生教育や必要な物品の確保など早めの備えをお願いします。

建災防は、皆様の熱中症予防の取組を支援しています。

 **建設業労働災害防止協会**
復旧・復興工事安全衛生対策支援センター

事業詳細は建災防都道府県支部支援センター又は本部まで

事業詳細
ページ

